「合同チームによる参加について」

- 1 合同チームを作るにあたって
 - (1)合同チームは地区別に組むこととする。地区とは駅伝の地区委員の区割りと同じとする。
 - (2)チームは各駅伝の地区委員が選手をとりまとめる。補員は男女とも各3名まで認める。
 - (3) 合同チームには学校単独で参加するチームの選手を加えることはできない。
 - (4) チームを構成した学校の顧問のうち一人が監督の任にあたる。引率はそれ ぞれの学校の顧問が行う。
- 2 合同チームの扱いについて
 - (1) 合同チームはオープン参加とする。
 - (2)順位・記録は参考記録とする。
- 3 その他
 - (1) ナンバーカードは大会本部で用意して走ることとする。
 - (2) 参加料は男子1チーム7,000円、女子1チーム5,000円とする。
 - (3) <u>チーム作りは原則支部ごととするが、チーム作りの機会を増やすために、大田・邑智・江津地区と益田・浜田・鹿足地区の二つをまとめ石見支部としても参加を認める。また更に機会を増やすために支部の枠を取り払って合同チームを結成することができるものとする。</u>

2016年大会から実施

3 その他の(3)は2018、2019年に追加